

被災したリース物件の再導入を支援 被災中小企業復興支援リース補助事業

Q1. 被災中小企業復興支援リース補助事業の概要について教えてください。

A1. 東日本大震災に起因するリース設備の滅失等によってリース債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することにより、被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るとともに、被災地の雇用を維持・促進するものです。平成二十三年度第三次補正予算に計上され、日本商工会議所で東日本大震災に関する重点要望事項の一つとして二重債務負担の軽減を掲げていたこともあり、経済産業省から同所に事業の運営を委託されました。

- 事業の概要は次のとおりです。
 - 予算規模：百億五千万円
 - 補助率：対象となるリース料の10%
 - 受付期間：平成二十三年十二月十二日～平成二十六年三月
- ※ただし予算がなくなり次第終了（補助金の残額はホームページで公開しています）。

○ 対象：東日本大震災により被災し、リース設備の滅失等によりリース債務を抱えている中小企業（個人事業者を含む）および中小企業の加入する組合等

Q2. どのようなリース物件が対象になりますか。

A2. 物件の種類、設置場所、金額などが補助対象の条件となります。

- (1) 所定の物件分類で、東日本大震災により被災したリース物件と同一の分類に属するもの（詳細はホームページをご参照ください）。設備等は新品が出たり、製造が終了していたりすることもあるため、以前の設備と全く同じである必要はありませんが、被災した物件の再導入支援がこの補助金の趣旨です。
- (2) 特定被災区域内に設置（自動車の場合は車両登録）すること（宮城県内はすべて対象です）。
- (3) 自動車以外のリースの場合、一つの契約で補助対象となるリース料総額が百万円以上二億円以下のもの。自動車リースでは、一台の補助対象リース料総額が普通自動車の場合四百万円以下、普通自動車等以外の場合二億円以下のもの。

このほか、リース事業者との契約の内容等で一定の条件が設けられていますので、リース事業者の確認・相談のうえご利用ください。

Q3. 利用するにはどのような手続きが必要ですか。

A3. 経済産業省の指定を受けたリース事業者が間接補助事業者として中小企業に代わって申請します（指定リース事業者のリストはホームページでご確認ください）。リースを利用する中小企業はリース事業者に必要な情報を伝えるとともに申請に必要な書類等をそろえていただく必要があります。

必要となる書類

- 補助対象物件のリース契約書の写し
- 補助金交付額相当分がリース先に還元される旨が明記された特約又は覚書等の写し
- 補助対象物件の取得価額が確認できる見積書、注文書又は売買契約書のいずれか一の写し
- 借受書、検取調書又はこれに類する書類の写し
- 被災リース物件のリース契約書又は債務残高証明書等の写し（物件の種類、契約の期間の分かるもの）
- 被災リース物件の滅失等を証明する市区町村等の罹災届出証明書等の写し又は、所定の証明書（リース物件が自動車の場合は、運輸管理部又は運輸支局等が被災車両と認定した証明書等の写し）
- その他必要に応じて求める資料

Q4. 補助金はいつ、どのように受け取ることができますか。

A4. リース事業者から中小企業への補助金の受け渡しの時期や方法は、リース事業者と中小企業の間で決め、提出する書類の一つである覚書等に示していただきます。毎回のリース料の低減に充当することも可能ですし、補助金の交付時に一括で中小企業者が受け取ることも可能です。リース事業者とご相談ください。

Q5. この事業が始まる前にリース設備の再導入をしましたが、今からでも利用できますか。

A5. この事業は平成二十三年十二月十二日に始まりましたが、事業が始まる前（平成二十三年三月十四日～十二月十一日）に締結された該当するリース契約については、本年九月三十日までの間に申請いただければ、ご利用いただけます。

一方、制度開始以降は契約前にお申し込みをいただくことが規程で定められており、契約後の申請はできません。ご利用をお考えの方は早めに申し込み手続きを行うことをお奨めします。

Q6. 仙台市は昨年十二月で罹災証明の発行を終了しています。罹災証明がないと利用できませんか。

A6. この事業は、東日本大震災で滅失したリース設備を再度導入する場合の新規リース料を補助するものであるため、旧リース物件の罹災を証明していただく必要があります。地方自治体による罹災証明が困難な場合には、所定の様式によって、旧リース物件の所有者であるリース事業者が物件の罹災を証明することができます。

【ホームページ】

<http://www.fukokosee.jp>

【お問い合わせ】

日本商工会議所 復興リース担当

TEL 03・3283・7819

【受付時間】

平日9:30～12:00、13:00～16:30

【回答】

日本商工会議所 復興リース担当